

平成25年度第4回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

開催日時及び場所 平成26年3月24日(月) 14時～15時30分 造幣局会議室

委員 松川 正毅(大阪大学大学院高等司法研究科 教授) (委員長)

相原 隆(関西学院大学法学部 教授)

谷口勢津夫(大阪大学大学院高等司法研究科 科長)

和田 馨(独立行政法人造幣局 監事)

中津 祐嗣(独立行政法人造幣局 監事)

審議対象 契約状況の点検・見直し

- ・平成25年度第3四半期における「競争性のない随意契約」 なし
- ・平成25年度第3四半期における「一者応札・一者応募契約」 7件
計7件
- ・競争性のない随意契約の新規案件 1件
- ・2か年度連続して一者応札・応募となった案件 3件
- ・2か年度連続して一者応札・応募となった案件で平成26年度においても競争入札等を行う予定があるもの 3件

委員からの意見・質問、それに対する回答等

下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容

特になし

意見・質問	回答
<p>『競争性のない随意契約の新規案件』について</p> <p>(1円貨幣用アルミニウム円形について)</p> <p>・契約の都度、単価の変動が大きい、その要因は何か。</p>	<p>・アルミ円形の製造には専用の設備が必要なので、業者側としてはその固定費をできるだけ確実に回収しようとする傾向がある。その結果、調達数量が多い場合には契約単価は下がる傾向があり、また各年度の1回目の調達よりも2回目以降の調達の方が契約単価は下がる傾向がある。</p> <p>今回は大量の調達であり、かつ今年度3回目の調達であった割には契約単価がやや</p>

<p>「2か年度連続して一者応札・応募となった案件で平成26年度においても競争入札等を行う予定があるもの」について</p> <p>(極印表面処理装置点検及び部品交換等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現有機器を使い続ける限り他業者の参入は困難との説明がされるものについて、耐用年数が過ぎたことをもって直ちに設備更新を行うとは限らないことは理解できるが、予算制度上、造幣局の設備更新はどのような取扱いとなっているのか。 <p>(貨幣極印下地について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨幣極印下地の汎用品化は競争化の成功事例といえるが、これをモデルとして他の調達案件にも応用することは可能か。 	<p>高いが、これは、数年ぶりの大量調達であることから設備への負荷が大きく、大規模修繕を行う必要があったためである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造幣局は企業会計を導入しており、貨幣の製造は政府との契約関係に基づき行っている。従って、個々の設備を購入するための予算を要求するという形ではなくて、契約金額の交渉の際に、設備に係る減価償却費などをコストに織り込むという形になる。大規模な設備は別として、通常の設備更新については造幣局の判断であることができる。 ・広島支局の新溶解設備のような大きなものから小さな機器まで、整備や更新にあたっては、特殊な機構等を極力排し、最小限のブラック・ボックス部分以外はできるだけ競争化を図っていこうという方針で臨んでいる。一般的な設計、汎用的な部品等を採用することで、操作性の改善、メンテナンス費用の低減等の効果が生ずるとの期待をもち、できるだけそのような方向に向けて取り組んでいる。
--	--